

QA

	Q	A
1	二地域居住先導的プロジェクト実装事業（以下、「補助事業」という。）のスケジュールは。	1月末頃公募開始、2月中の公募〆切、3月中の交付決定を想定。加えて、（予算が余った場合）2次公募として、4月から5月の公募開始を想定。
2	補助事業では、調査経費と実証経費は両方申し込めるか。	先導的モデル事業については、調査経費・実証経費、一体的に申請することが可能。どちらかだけを使っても、両方使っても可。
3	補助事業の事業主体である地方公共団体には、都道府県も入るか。	入る。例えば、広域の交通事業者と連携した取組等では都道府県が連携相手となることも想定される。また、地域の取組であっても、県の地方振興局等が主導する取組も想定される。そうした場合に、県のみで市町村がない形でも要件には合致するが、できれば地元の市町村も一緒になって取り組んでいただきたい。
4	補助事業で計画策定は必須ではないとのことだが、ここでいう「計画」は市町村の特定居住促進計画のことか。道府県の広域的地域活性化計画についてはどのような扱いになるか。	この計画は、都道府県計画と市町村計画いずれの計画も指している。都道府県計画がなく、市町村が計画策定できないの状況もあり得るため、計画がないことのみをもって申請不可にはしないが、事業実施時には両方の計画が策定されていることが望ましい。都道府県におかれては迅速な計画策定をお願いしたい。
5	補助事業では計画策定・拠点の指定は加点要素ではあるが、申請時に必須の事項ではない、ということか。	拠点整備を補助対象としたい場合においては、計画の拠点施設への位置づけが必須となっている。拠点施設整備を行わないということであれば、計画が策定されていなくても申請は可能。
6	実施主体のコンソーシアムの仕組みについて、もう少し詳しく教えてほしい。	県と市町村がセットになっている必要はないが、官民が連携していること、民は何らかの法人格を有していることが必須である。

7	国交省資料 P8 の社総交の対象事業が複数都道府県になっているが、単県実施も可能なように変更される予定はあるか。	県単独化については、財務当局との調整中である。後日、社総交の都道府県向け説明会を開催するので改めて御説明差し上げたい。
8	国交省の補助事業は、「市町村長からの指定法人」であることが必要とのことだが、その指定法人についてももう少し教えてほしい。(どうすれば指定事業者になれるのか、など)	当該補助金において、指定法人の指定は要件ではないが、取組を進めるに当たっては、指定していることが望ましいと考えている。なお、指定法人の指定のあり方については、別途 001769194.pdf を参照されたい。なお、対象については、法人であることが要件である。第三セクターでも可能。
9	補助事業の自治体負担分は二地域居住に関する特別交付税措置の対象となるか。	補助事業のいわゆる裏負担には充てることができない。現年度では事業を切り分けたり、後年度では事業継続のため、地方公共団体の単独事業として活用いただきたい。
10	二地域居住促進のための主な連携予算については、また各担当省庁から個別に詳細の案内があるのか。	総務省の地財措置等は個別に説明会が実施されるが、全事業が行われる訳ではない。
11	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業について、前提条件に「市町村が立地適正化計画を策定していること」とありますが、都市計画区域等を設定していない市町村は「補助対象外」という理解になるのか。	その理解で構わない。詳細は事業所管の都市局に確認されたい。
12	社総交(広域連携事業)の単独要件事業の詳細について詳しく教えてほしい。	県単独化については、財務当局との調整中である。後日、社総交の都道府県向け説明会を開催するので改めて説明差し上げたい。 【再掲】
13	補助事業について特別地方公共団体も対象になるか。	他の地域と同様に官民連携が前提であるが、対象になる。
14	二拠点拠点居住者を受け入れるための住宅整備をしたい。住宅の持ち主が民間オーナーの場合、内容がユニークであれば、今回の実証実施に要する経費の対象になるか?他に活用できる予算はあるか?	補助事業の要件である官民連携、空き家又は既存施設を活用した整備等を踏まえた申請であれば、対象となる。他では住宅局「空き家対策総合支援事業」等がある。